

家庭的保育事業等における連携施設確保の必要性について

家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業（以下「家庭的保育事業等」という。）については、児童福祉法において、満3歳未満のものに保育を行う事業であること及び利用定員は5人以下または19人以下（事業所内保育事業を除く）であることと規定されている。そのため、比較的小規模で実施することとなる家庭的保育事業等を利用する児童の集団保育や、職員が病気等で保育を提供できない場合の保育の質の確保及び卒園後（3歳以降）の適切な教育・保育の場を確保するため、保育内容の支援と卒園後の受け皿の役割等を担う「連携施設」を確保する必要がある。

また、「西東京市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」において、家庭的保育事業者等は連携施設を適切に確保しなければならないと規定されている。

（保育所等との連携）

第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第7条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

なお、当該規定に関しては、5年間の猶予規定が設けられており、平成32年3月31日（平成27年4月1日施行）までに連携施設を確保する必要がある。

(連携施設に関する経過措置)

- 3 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

■具体的な支援内容の例

①保育内容の支援

・施設開放

連携施設の運営に支障のない範囲で、園庭等の施設を開放すること。

・合同保育

集団保育を通じた児童同士の関係作りの一環として、連携施設において合同保育を実施すること。

・相談・助言

連携施設が、保護者や家庭支援について適切な助言、相談を行うこと。

・行事への参加

連携施設の運営に支障のない範囲で、家庭的保育事業所等が実施する行事に参加すること。

・給食の提供（小規模保育所の給食が連携施設からの搬入の場合）

連携施設が家庭的保育事業所等に食事を搬入すること（献立作成、離乳食対応やアレルギー児対応、体調不良時対応などを含めた給食の調理と搬入）。

・健康診断の合同実施（連携施設と同一の嘱託医に委託する場合）

合同で健康診断を実施すること。

②代替保育の提供

家庭的保育事業所等の職員が病気等により保育を提供できない場合に連携施設が代わって保育を提供すること（代替保育士の派遣または当該連携施設での保育の提供）。

③卒園後の受皿

小規模保育事業所卒園児童を当該連携施設にて受け入れること。

■市が想定する連携施設

①認可保育所（公立・私立）

②私立幼稚園

連携施設については、家庭的保育事業者等が確保することとされているが、家庭的保育事業者等が個別に保育所等と受け入れ人数や支援内容について調整して協定を結ぶことは困難である。

円滑な連携施設の確保のためには、保護者のニーズを把握し、市と事業者とで支援内容等を検討・調整したうえで一定の指針等を作成する必要がある。